

国自安第 117 号
令和 4 年 12 月 20 日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省
自動車局安全政策課長
(公 印 省 略)

12 月 17 日からの大雪を踏まえた輸送の安全確保について

本格的な降積雪期を迎えるにあたり、「降積雪期における輸送の安全確保の徹底について（令和 4 年 11 月 30 日付け国自安第 108 号）」において降積雪期における輸送の安全確保について依頼しているところですが、12 月 17 日からの大雪により、滞留車両が国道 8 号（新潟県柏崎市）や、国道 8 号・17 号（新潟県見附市～長岡市）において発生する等の事態が生じました。

つきましては、当該通達の徹底を改めて図るとともに、特に下記の事項について取り組んでいただき、降積雪期における輸送の安全確保に万全を期すよう貴会傘下会員に対し、周知方お願いします。

なお、輸送の安全を確保するための措置を適切に講じずに運行し、積雪等による立ち往生の原因となった場合には、監査等で事実関係を確認した上で行政処分の対象となるので、併せて周知方お願いします。

記

1. 年末年始の大雪に備え、最新の気象情報や交通情報等に留意するとともに、冬用タイヤの装着、チェーンの携行及び早めの装着の徹底を図るほか、日常点検時に冬用タイヤの摩耗劣化の状況を確認する等、輸送の安全確保に万全を期すこと。
2. 必要により広域迂回の実施や、通行ルートの見直し等を行うこと。
3. 路線の運休や配送の遅延等が生じた場合には、利用者等に対する情報提供に努めること。

<参考> 自動車局での大雪時の大型車立ち往生防止対策について
～今冬の立ち往生の発生を抑止するために～

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha08_hh_004634.html